

東日本大震災に係る医療施設等災害復旧費補助金関係参考資料

【目次】

- P 1 : 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）
- P 2 : 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- P 15 : 官庁建物等災害復旧費実地調査要領
- P 20 : 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
- P 26 : 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
- P 27 : 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について
- P 33 : 東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）
- P 34 : 医療施設等災害復旧事業を実施するにあたっての留意事項について
- P 37 : 医療施設等施設整備費補助金交付要綱（別表 地域別 1 平方メートル当たり単価表）
- P 39 : 医療提供体制施設整備交付金交付要綱（別表 地域別 1 平方メートル当たり単価表）
- P 41 : 平成 23 年度公共工事設計労務単価について
- P 58 : 医療施設等災害復旧費補助金 Q & A (8/9ver)



平成 23 年 8 月
厚生労働省医政局

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）

（平成二十三年五月二日法律第四十号）

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第七章 厚生労働省関係

（医療機関の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用（同項第二号に掲げる医療機関にあっては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関
三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（抄）

（平成二十三年五月二日政令第百三十一号）

（政令で定める医療機関及びその施設）

第二条 法第四十六条第二項第二号の政令で定める医療機関は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第一項の政令で定める施設は、同表の上欄に掲げる医療機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医療機関	施設
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の第四十二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であって厚生労働大臣の定めるもの（国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法第七条の二第一項各号に掲げる者の開設する医療機関を除く。）	当該医療機関の有する施設のうち、厚生労働大臣の定めるもの
営利を目的としない法人が設置する精神科病院	当該病院の有する施設のうち、精神障害の医療を行うために必要なもの

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、次に掲げる施設であつて暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により被害を受けたものの災害復旧事業を交付の対象とする。

(1) 医療機関施設

ア 公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ へき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む。）

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

(ア) 救命救急センター

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医政局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省発健政第22号
平成7年3月1日

一部改正厚生労働省発医政第0216004号
平成16年2月16日

一部改正厚生労働省発医政第0204011号
平成17年2月4日

一部改正厚生労働省発医政第0307002号
平成18年3月7日

一部改正厚生労働省発医政第0312007号
平成20年3月12日

一部改正厚生労働省発医政0526第12号
平成23年5月26日

者の設置するものを除く。)

(イ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ウ) 在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(エ) 休日夜間急患センター

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(オ) 災害拠点病院

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(カ) へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(キ) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に

に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ク) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ケ) 脊移植施設

昭和55年1月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「脊移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する脊移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(サ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(2) 医療関係者養成所施設

ア 看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」という。）、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人（以下「旧民法法人等」という。）又は医療法第39条の規定により設立された法人（以下「医療法人」という。）の設

置する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所（学校教育法（昭和22年法律第22号）第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。（なお、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。））

イ 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

（3）研修施設

ア 地域医療研修センター

昭和55年11月5日医発第1116号厚生省医務局長通知「地域医療研修センターの整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ 研修医のための研修施設

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

（4）病院内保育所

平成22年3月24日医政発0329第29号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、一般社団法人又は一般財團法人等の設置する病院内保育所

（5）看護師宿舎

平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護師宿舎施設整備事業の実施について」に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

（6）救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

（交付額の算定方法）

3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（次に掲げるものに限る。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しないものを除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならぬ。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調査を作成するとともに、事業に係る収入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類をこれを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の

属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第5号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

(申請手続)

5 この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第2号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

6 厚生労働大臣は、5による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（4の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、第4号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

10 特別の事情により、3、5及び8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第3号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(別 表)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 極 助 率
医療機関施設 公的医療機関 施設	厚生労働大臣の定 める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管 理棟、サービス棟等の被災 部分の災害復旧に要する工 事費又は工事請負費 (2) 診療所の診察室、处置室、 薬剤室、エックス線室等の 被災部分の災害復旧に要す る工事費又は工事請負費 (3) 病院・診療所の建物と一 体として復旧を行う必要の ある医療用設備	2分の1 (被災時に施行した 特別の財政援助等に 関する法律(昭和37年法 律第150号。以下「震災 法」という。)第6条第 項の規定により指定され た震災災害に係る地盤に より設置した医療機関又 は東日本大震災に被災す るための特別の財政援助 及(助)成に関する法律 (平成2年法律第0号。 以下「東日本大震災特 別法」という。)第6条第 2項第1号に規定する公的 医療機関であって同法第 2条に規定する東日本大 震災により被災した公的 医療機関にあっては2分 の1)
へき地診療所	厚生労働大臣の定 める額	へき地診療所として必要な 次の各部門の被災部分の災害 復旧に要する工事費又は工事 請負費 (1) 診療所 ア 診察室、处置室、薬剤 室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄 関、廊下等 イ 建物と一体として復旧 を行う必要のある医療用 設備	2分の1

		(2) 医師住宅 (3) 看護師住宅				閑、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備	
政策医療実施機関 施設 救命救急センター	769,100千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>	救命救急センターとして必 要な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又は 工事請負費 (1) 病棟 <small>(病室、 I C U、 C C U、 病棟記録室、処置室、診察 室、患者食堂、リネン室、 バルコニー、廊下、便所、 暖冷房、附属設備等)</small> (2) 診療棟 <small>(検査室、照射室、操作室、 手術室、回復室、準備室、 浴室、診察室、廊下、待合 室、便所、暖冷房、附属設 備等)</small> (3) その他 <small>(事務室、機械室、自家発 電室等)</small> (4) ヘリポート (5) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1	在宅当番医制診療 所	13,139千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small> (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待 合室、仮眠室、病室、便所、 玄関、廊下、暖冷房、附 属設備等 (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	在宅当番医制診療所として 必要な次の各部門の被災部分 の災害復旧に要する工事費又 は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、待 合室、仮眠室、病室、便所、 玄関、廊下、暖冷房、附 属設備等 (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1
病院群輪番制病院 及び共同利用型病 院	80,200千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small>	病院群輪番制病院又は共同 利用型病院として必要な次の 各部門の被災部分の災害復旧 に要する工事費又は工事請負 費 (1) 診察室、処置室、手術室、 薬剤室、エックス線室、検査 室、待合室、仮眠室、病室 <small>(救急専用病室)、便所、玄</small>	2分の1	休日夜間急患セン ター	13,139千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第 2条に規定する東日本大震災により被 災した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)</small> (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、事 務室、待合室、仮眠室、病 室、便所、玄関、廊下、暖 冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	休日夜間急患センターとし て必要な次の各部門の被災部 分の災害復旧に要する工事費 又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、 エックス線室、検査室、事 務室、待合室、仮眠室、病 室、便所、玄関、廊下、暖 冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備	2分の1
				災害拠点病院	(1) 基幹災害医療セ ンター 677,268千円 <small>(震害法第2条第4項の規定により指 定された震害災害に係る地震により被 災した場合又は東日本大震災賠償特法第</small>	災害拠点病院として必要な 次の各部門の被災部分の災害 復旧に要する工事費又は工事 請負費 (1) 病棟 <small>(病室、 I C U、 C C U、</small>	2分の1

	<p>2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p> <p>(2) 地域災害医療センター 447,449千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート、備蓄仓库、受水槽</p> <p>(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>		<p>ンター</p> <p>(微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)</p>	
へき地医療拠点病院	<p>229,200千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1	<p>小児救急医療拠点病院</p> <p>28,155千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修施設等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1
周産期母子医療セ	83,300千円	母体・胎児集中治療管理室	2分の1	<p>腎移植施設</p> <p>44,300千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。)</p>	2分の1
				<p>老人デイケア施設</p> <p>165,200千円 (微基法第2条第1項の規定により指定された微基災害に係る地盤により被災した場合又は東日本大震災時特法第2条に規定する東日本大震災により被</p>	<p>老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 機能訓練棟、診療棟(機</p>	2分の1

	災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額	能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等) (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備			救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
共同利用施設	388,900千円 (概算第2条第4項の規定により當定された震害復旧に係る施設により被災した場合又は東日本大震災賠償特別法第2條に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)	2分の1		歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1		研修施設 地域医療研修センター	59,600千円	地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門 (視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫) (2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等） (5) 地域情報部門 (地域情報室、相談室)	2分の1
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1		研修医のための研修施設	198,700千円	研修棟として必要な各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロ	2分の1

		ツカールーム、廊下、便所等)、倉庫等	
病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	既存面積（1人当たり3.3m ² を限度）×1／2×198,300円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	2分の1

第1号様式

厚生労働省所管									
年		月		日		年		月	
平成		定		補助		共		助	
国	地方	公	共	団	体	出	入	支	出
歳	歳	歳	歳	歳	歳	金	金	金	金
歳	歳	歳	歳	歳	歳	金	金	金	金
歳	歳	歳	歳	歳	歳	金	金	金	金
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入	歳入実績	歳入実績	うち国庫補助	うち国庫補助	うち国庫補助	うち国庫補助
歳出予算科目	歳出予算額	科	目	歳入実績	科	金	金	金	金
(項)保健衛生	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(目)施設整備費									
(目)医療施設等災害復興補助金									

1. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

2. 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支額、流用増減額等の区分を明瞭にして記載すること。

3. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の編成が行われた場合にはおける補助金額の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」及び「収入現額」、その「予算現額」の数字の下欄に国庫補助額を()をもつて付記すること。

4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号

平成 年月日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等災害復旧費

国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助申請額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要綱圖(別紙(1)のとおり)

4 事業計画書(別紙(2)のとおり)

5 添付書類

- (1) 補助対象区域の工事設計図
- (2) 工事仕訳書
- (3) 歳入歳出予算書の抄本
- (4) その他参考となるべき資料

別紙(1)

調査表 勘定簿 戸数 家庭 説明書

区分	総事業費(A) 円	寄付金その他の収入額(B) 円	差引額(A)-(B)=(C) 円	対象経費の支出予定額(D) 円	確定額(E) 円	都道府県補助額(G) 円	国庫補助基本額(H) 円	国庫補助所要額(I) 円	備考	補助事業者名
										支 出 基 礎

- (注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 3 「確定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 5 「国庫補助所要額」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。

事業者名		施設名		所在地		区分		費目		面積		単価		金額		備考	
開設者(設立者)																	
1 施設の規模及び構造等																	
施設の状況 建地面積		m ²		(自己所有地、借地、買入(予定)地の別)													
事業の種別 (新築、増築、改築の別)																	
建物の構造 及び面積		()		柱外壁面積		m ²											
2 施工状況				(直営、請負の別)													
施工期間 着工 年月日 ~ 竣工 年月日																	
3 整備費 内訳																	
区分		費目		面積		円		金額		区 分		内 訳					
補助対象事業分																	
小計																	

(注) 3整備費内訳の「要目」欄は、交付要綱の3(交付額の算定方法)の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。

第3号様式

番
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等災害復旧費
国庫補助金の事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書(別紙(1)のとおり)
- 4 事業実績報告書(別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)の抄本
 - (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - (3) 契約書の写し
 - (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)
 - (5) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
 - (7) その他参考となるべき資料

経費 所要表頁 算書

補助事業者名

区分	総事業費 (A) 円	寄付金その他収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 実支出額 (D) 円	基準額 (E) 円	過疎額 (F) 円	都道府県 補助額 (G) 円	国庫補助 基本額 (H) 円	国庫補助 所要額 (I) 円	国庫補助 交付決定額 (J) 円	国庫補助 受入済額 (K) 円	差引過△ 不足額 (K)-(I)=(L) 円

事業実績報告書

事業の名称	区分	費目	面積	単価	金額	備考
開設者(設置者)	施設名	所在地		m ²	円	円
1 施設の規模及び構造等						
敷地の状況	敷地面積 m ² (自己所有地、借地、買入(予定)地の別)					
事業の種別	(新築、増築、改築の別)					
建物の構造 及び面積	建物面積 m ² (造) ○階建 延べ面積 m ²					
2 施工状況						
工事の施工方法	(直営、請負の別) 請負の場合 年月日 契約					
施工期間	着工 平成年月日 ~ 竣工 平成年月日					
3 支出済整備費 内訳						
区分	費目	面積	単価	金額	備考	
補助 対象 事業 分		m ²	円	円		(内訳)
						(1) 国庫補助金 (2) 地方債 (3) 寄付金 (4) その他 計
4 財源内訳						
区分	金額	備考				
	円	(内訳)				
5 その他 参考ト項						

第4号様式

第5号様式

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等災害復旧費補助金

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年度終了実績報告書

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条
後段の規定により、関係書類を添え別表のとおり報告する。

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があつた
平成 年度医療施設等災害復旧費補助金に係る標記については、医
療施設等災害復旧費補助金交付要綱4(8)の規定に基づき、下記の
とおり報告する。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度予算額		事業実施期間			備考
	事業費 基本額	補助金額	支払実績 (見込)額	事業費 進捗率	補助金額 受入額	事業費 補助金額	着手年月	完了年月	予定年月	病院		
	円	円	円	円 %	円	円	円	円				

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

(官庁建物等)

○官庁建物等災害復旧費実地調査要領

(昭四七・六・五)
(蔵計一九〇・五)

最終改正 平一〇蔵計二八一五

(調査の目的)

第一 この調査は、官庁建物等の災害復旧のため各省より提出された予備費使用等概算要求書の内容について財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実地調査を行ない適正な復旧費を算出し、予備費使用額等算定の資料とすることを目的とする。

(調査の方法)

第二 財務局の単独調査（各省より特に要請のある場合には、各省との合同調査）とし、実地調査を行うことを原則とするが、申請額が二〇〇万円未満の箇所又は地理的条件その他やむを得ない事情により実地調査が困難である箇所については、机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

(調査の対象)

第三 調査の対象は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象及び火災により被害を受けた国の管理に係る（國の所有に係る施設等を國以外の者に貸付けている場合及び國以外の者の所有に係る施設等を國が借受けている場合を含む。）次に掲げる施設等で一箇所の災害復旧申請額が六〇万円以上のものとする。

1 建物
　　府舎、宿舎及びその附属建物等

2 工作物
　　閘門、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であつて

3 土地又は4設備に該当しないと認められるもの

4 土地
　　建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設

5 設備
　　船舶、浮橋、浮さん橋、浮ドック及び航空機並びにこれらに類する施設

6 設備
　　業務遂行上欠くべからざる設備で、且つ緊急に復旧する必要のある別表第一に表示する器械器具等
　　ただし、前記施設等で契約に基づいて國の負担において災害復旧を行う必要的ないものについては、調査の対象としない。
前項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業

(一箇所の定義)

第四 各省設置法等（裁判所にあつては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律等）に定める附屬機關地方支分部局等（その所掌事務を分掌している出張所等を含む。）（以下「官署等」という。）ごとに要領第三第一項に掲げる施設等に区分し、その区分ごとに、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

ただし、演習林等の実習地については、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。

なお、同一敷地内に二つ以上の官署があつて施設の全部又は一部を共同で使用している場合は、管理の実態によりそれぞれの官署等に区分する。

(建物の被害区分)

第五 建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの

2 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等）をいう。

1 原形復旧
　　原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形復旧不可能
　　原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合
　　(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を

(原形復旧)

1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原形の判定が可能な場合
　　(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を

原形に復旧することが不可能な場合において法長もしくは

延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状もしくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事もしくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

(b) その他前号に掲げるものに類する工事

(2) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

(3) 原形復旧困難

原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をする時は、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更し、もしくは材質を改良して施行する工事もしくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) その他前号に掲げるものに類する工事

原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設もしくは寸法を変更し、もしくは材質を改良して施行する工事もしくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

(原形復旧不適当)

原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設に代るべき必要な施設をする時は次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(3) 土地の場合

(1) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もしくは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂吐等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

(4) 土地の場合は

(1) 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置もしくは法線を変更し、形状もしくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂吐等を設けて施行する工事

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事

することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

(1) 防火地域、準防火地域にある庁舎、宿舎及びその附属建物を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

(2) 地形地盤の変動により庁舎、宿舎及びその附属建物を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

(1) 庁舎の被災前の保有面積が当該官署の定員に比し著しく過大又は過小の場合において「予算標準面積」により算出した面積により施行する工事

(2) 庁舎及び宿舎等の被災前の構造が著しく不経済である場合において経済的な構造により施行する工事

(1) 復旧戸数、被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性、土地の需給関係、宿舎の需給事情等から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

(2) その他前各号に掲げるものに類する工事

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において添柱、方杖、バーツレス、水平筋連、筋通等を補強して施行する工事

(2) 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災費(諸経費を含む。)とする。

る。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施行に直接必要な労務費、材料費(材料の運搬費及び保管料を含む。)、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び營繕損料のほか諸経費(別表第二諸経費率)を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費(諸経費を含む。)とする。

応急仮工事費
復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費(諸経費を含む。)とする。

第八 調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新(改)築

毎年度指示する単価による。

2 補修等

(1) 建物

歩掛りは「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛り、単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価による。

(経費の種目)
上記のうち(1)の(4)に該当する場合には財務局は参考意見を添付して報告すること。

第七 経費の種目は本工事費、附帯工事費及び応急仮工事費とす

その他の施設関係

官庁建物等災害復旧費実地調査要領

(別表第一) その他の施設関係

官庁建物等災害復旧費実地調査要領

一〇七八

設 備

区 分	品 目
電気機器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（舶用を除く。）、電動機（舶用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁石、電気炉、電気溶接機、電気電解装置、電気ボイラ、電動工具その他の電気機器
通信機器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工作機器	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木工機器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土木機器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、碎石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試験及び測定機器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動鉄合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷役運搬機器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベア（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びシヨベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器

一〇七九

(2) 土地

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛り、単価による。

ただし、校庭、コート類については「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

(3) 工作物

歩掛り、単価とも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する歩掛けり、単価による。

(4) 設備、その他

現地適正単価による。

(適用除外)

第九 次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- 1 官署等の一箇所の調査決定額が六〇万円未満のもの
- 2 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基づいて生じたものと認められる災害に係るもの
- 3 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 4 被災の属する年度内に緊急に復旧しなければ職務上著しく支障があると認め難いもの
- 5 (1) 被災施設等と同種の施設に余裕のあるもの
 (2) 当該年度に整備計画のあるもの
 (3) 建物の補修の必要性はあるが緊急性の乏しいもの
 工作物及び土地で当該施設を復旧しなくても他の施設等に被

害を及ぼす恐れのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの

6 調査前着工を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認のできないもの

(その他)

第一〇 雜則

調査に当たり本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第一一 本省より調査の指示を受けた場合は、直ちに調査を行い別添様式による報告書を作成し調査後一週間以内に主計局長あて報告すること。

(報告)

諸経费率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱に規定する一般管理費及び現場管理費の率
工作物復旧	15%
設備復旧	0%

様式1

官庁建物等災害復旧費調査総括表

局

所管名	官署名	施設名	実査の別 机上	申請額 A 千円	調査額 B 千円	B A %
計						

(注)1. 本表は所管別、官署名別に区分し官署ごとの施設等の区分ごとに作成すること。

2. 申請額欄及び調査額欄は、調査表計欄の金額の千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

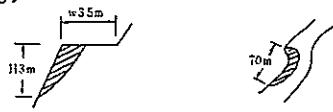
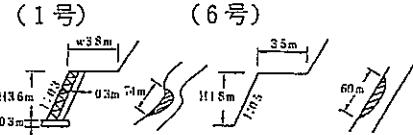
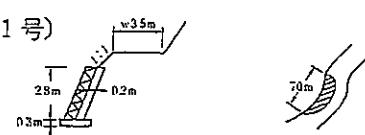
区分	品目
産業機器	蒸気罐及び同部分品(舶用及び発電用を除く。)、タービン(発電用を除く。)、蒸気機関及び内燃機関(舶用及び発電用を除く。)、軸受、伝導装置(舶用を除く。)、汎用ポンプ(舶用及び土木用を除く。)、圧縮機及び送風機(舶用及び土木用を除く。)、鍛圧機、槌、ロール、熔接機械(電気熔接機を除く。)、製鉄機械、熔鉄処理機、化学機械、破碎機及び磨碎機並びに選別機(土木用を除く。)、冷凍及び空気調節装置(舶用を除く。)、印刷機械、製版用機械、製本機械、ミシン(家庭用を除く。)、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船舶用機器	船舶罐及び同部分品、舶用蒸気機関、舶用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、舶用ポンプ、舶用冷凍機、舶用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、舶用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車両及び軌条	軽便機関車、自動車(土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。)、貨車その他の車両及び軌条(土木機器に属するものを除く。)
医療機器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特殊用途機器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑機器	他の品目に属さない機械及び器具

様式2

官庁建物等災害復旧費官署別調書

(1) 概要表

所管

調査対象官署等名	調査対象官署等所在地	調査年月日	調査官所属官職氏名
(記入例) ○○○○○○	○○県○○郡○○町	平成○年○月○日	○○○○局 ○○○○課 ○○○○官 ○○ ○○
施設の区分 及び名称	土地 道路	施設の 所在地	1号箇所 ○○県○○郡○○村字○○ 2~6 " " 字○○
被災原因 及び 被災状況	平成○年○月○日 台風○号 最大24時間雨量○○ mm 道路原形土羽巾3.5mが6箇所にわたり欠壊し、通行不能 となつた。 被災延長 1号70m、2号~5号各80m、6号60m 計450m	被災状況 略図	(1号) 
申請内容	(1~5号) 路側ブロック練積、路面敷砂利 (6号) 土羽 (1号) (2~5号) (6号) 計 (復旧延長) 74m 各90m 60m 494m (〃巾員) 3.8m 各4.0m 3.5m 3.5~4.0m	申請工法 略図	(1号) (6号) 
調査結果	(1~5号) 路側ブロック練積、敷砂利削除 (6号) 土羽 (1号) (2~5号) (6号) 計 (復旧延長) 70m 各80m 60m 450m (〃巾員) 3.5m 各3.5m 3.5m 3.5m	調査工法 略図	(1号) 
その他	単価歩掛は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用するものによつた。ただし、申請単価歩掛が下回るものは、申請単価歩掛を採用した。		

(注)1. 施設の区分が土地の場合は必ず略図を記入し、土地以外の場合は略図を省略してもよい。

(1)略図は手書きでもよい。(2)同様な工法が数箇所ある場合は標準的な工法の略図で記入する。

2. 「その他」の欄には必ず次の事項を記入する。

(1)適用除外とした箇所がある場合はその条文と理由を記入する。(2)建物を新(改)築する場合は原施設の規模、構造、経過年数、被災の程度、残材の使用可能額等を記入し、その必要な理由を記入する。

(3)要領第6の4の(1)の(イ)(ウ)(エ)及び(ア)とこれらに準ずるものを探査した場合は原施設の規模構造等とその必要な理由を記入する。(4)調査に用いた主な単価、歩掛は何によつたかを記入する。

(2) 調査表 所管

官署名	施設名	所在地	国有又は 借上の別	実査 の別 机上	申 請			調 査			備 考
					工事区分	数量	単 価	金 額	数 量	単 価	
							円	円		円	
					諸経費 計						

(注)1. 申請欄には予備費等概算要求書の計数を記入すること。

2. 申請欄と調査欄に差異を生じた場合は工事区分ごとに具体的な理由を備考欄に記入する。

財計第1719号
平成23年6月16日

各財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長 真砂 靖

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

歳計二二五〇

累計改正 平三財計一七一九

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。
(3) 計算の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。
(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。
(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものと対象とする。

ア 医療機関施設

- 建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。
(ア) 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもの
(イ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置及びこれらと同等の機能を有するもの
(ウ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

(エ) その他当該建物と一体として復旧を行なう必要のある医療用設備

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

- (5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付表
計第一九六七号）第一（災害原因の調査）及び第二（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

第四 一箇所の定義

- (1) 各施設（）と同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
(2) 国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
(2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる灾害に係るもの。
(3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる灾害に係るもの。
(4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
(イ) 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
(ロ) 当該年度に整備計画のあるもの。
(ハ) 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
(6) 調査着手を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救命医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧

別表1

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採浆センター等施設 抗高素製造施設 理容師養成施設 美容師養成施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては400千円 800千円 800千円 指定市 市町村 800千円 400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 べき地診療所施設(医師及び看護師住宅を含む) 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所 看護師宿舎 救急医療情報センター	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 800千円 800千円 800千円 800千円 800千円
	社会福祉施設等 保護施設 老人福祉施設 老人保健等施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保健施設 知的障害者援護施設 障害者支援施設等 児童福祉施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあっては400千円

第八 その他

調査額又は基準額(「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」(平成七年厚生省発健政第二二号)の別表の基準額をいう。)のいずれか低い額とする。

第九 報告

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

(1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
 (2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表2

諸 経 費 率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	15%
工作物復旧	15%
設備復旧	0%
災害等廃棄物処理事業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

環境省	母子福祉施設	
	母子保健施設	
	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	一般廃棄物処理施設	市町村400千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	産業廃棄物処理施設	市町村・広域臨海環境整備センター
	広域廃棄物埋立処分場	1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日

厚生労働省

財務省

調査官

No.

(単位:千円)

(県)

項目 施設名	申請												調整結果													
	全 壞 A		半 壹 B		小 計 (A+B)=C		達物補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F)= G	設備 H	災害等廃 棄物処理 事業 I	合計 (G+H+ I)	全 壹 A		半 壱 B		小 計 (A+B)=C		達物補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F)= G	設備 H	災害等廃 棄物処理 事業 I	合計 (G+H+ I)
	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費			
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
					0	0				0		0					0	0				0		0		
計					0	0				0		0					0	0				0	*	0		

(注)1. 調査要領別表の1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入する。

2. 別紙様式2について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要額第9ただし書に該当するものは上段()書きとし、外数で記入する。計額についても同様の取り扱いとする。

様式 2

厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日
局

設置者名		施設名	施設の所在地		問題点	
施設区分						
	工事概要		金額(千円)	主務省 意見		
申請						
調査結果				財務局 意見		
※					※	

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要は無い。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七

事務連絡二二七

最終改正 平一九事務連絡〇〇

一 建物について

内閣府 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計一一五〇号。以下「調査要領」と云ふ）第三調査の対象（1）の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従つて、直接事業の実施に關係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合は、入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事は調査の対象とする。）

イ 暖房等のボイラーや病院、診療所、社会福祉施設等及び廃棄物処理施設は建物の附帯施設として調査の対象とし、その他の施設は設備のみなしして調査の対象外とする。

ウ 調査要領別表1に定める「着場」については、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるハイフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

調査要領第二調査の対象（4）の設備については、次により取り扱う。

ア エレベーターは官庁建物等災害復旧費実地調査要領では設備となっており調査の対象外となる。

イ 医療機関施設の設備は、調査要領第二（4）アに規定するもののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。

三 その他

ア 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、屎尿のみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。

事務連絡監査第118号
平成23年6月16日

各財務（支）局理財部長 殿
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省主計局主計監査官 半田 充

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について

昭五九・九・七

事務連絡二二六

最終改正 平二三事務連絡一一八

一 調査要領別表1に掲げる「別に定めるそれぞれの施設」について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計）二一五〇号。以下「調査要領」という。別表1の限度額欄における「別に定めるそれぞれの施設」とは、別紙の施設名欄に定める施設とする。

別紙

施設名等	施設名
(警察庁) 都道府県警察施設	警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警ら隊 機動警察隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 警察官待機宿舎 } 留置施設 } 駐在所 交番 交通安全施設
(厚生労働省) 保健衛生施設等 保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所 原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所 精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設
原爆医療等施設	
精神保健等施設	
食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設	食肉衛生検査所 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関

医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設	医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 血漿採漿センター 抗毒素製造施設
抗毒素製造施設 医療機関施設等 医療機関施設 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)	救命救急センター 病院群輪番制病院 共同利用型病院 在宅当番医制診療所 休日夜間急患センター 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児救急医療拠点病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設
医療関係者養成所施設	
研修施設	
社会福祉施設等 保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供的施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター 介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
老人保健等施設	
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設 婦人保護施設 婦人相談所
身体障害者社会参加支援施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設
婦人保護施設	
知的障害者援護施設	

障害者支援施設等	知的障害者授産施設
	知的障害者通勤寮
	知的障害者福祉ホーム
	障害者支援施設
	障害福祉サービス事業所（生活介護事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）
	精神障害者社会復帰施設
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
児童福祉施設	助産施設
	乳児院
	母子生活支援施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童養護施設
	知的障害児施設
	知的障害児通園施設
	盲ろうあ児施設
	肢体不自由児施設
	重症心身障害児施設
	情緒障害児短期治療施設
	児童自立支援施設
	児童家庭支援センター
母子福祉施設	母子福祉センター
	母子休養ホーム
	母子健康センター
母子保健施設	社会事業授産施設
その他の社会福祉施設等	隣保館
	生活館
	ホームレス自立支援センター
	盲人ホーム
	地域福祉センター
	社会福祉士養成施設
	介護福祉士養成施設
	へき地保健福祉館
	在宅複合型施設
	小規模多機能型居宅介護拠点
	夜間対応型訪問介護ステーション
	介護予防拠点
	地域包括支援センター
	市町村障害者生活支援センター
	知的障害者福祉工場
	児童相談所
	一時保護施設
	職員養成施設
	心身障害児総合通園センター
	へき地保育所
	重症心身障害児（者）通園事業施設
	児童自立生活援助事業所
	小規模住居型児童養育事業所
	子育て支援のための拠点施設

(環境省)
国立公園等施設

認定こども園
園地
避難小屋
休憩所
野営場
駐車場
桟橋
給水施設
排水施設
公衆便所
博物展示施設
植生復元施設
動物繁殖施設
自然再生施設
砂防施設
防火施設
道路（車道、歩道、橋梁、標識）
し尿処理施設
コミュニティ・プラント
汚泥再生処理センター
生活排水処理施設
ごみ処理施設
廃棄物循環型処理施設
廃棄物運搬用パイプライン施設
埋立処分地施設
マテリアルリサイクル施設
エネルギー回収推進施設
有機性廃棄物リサイクル推進施設
最終処分場

平成 23 年 6 月 16 日
財 計 第 1752 号

各財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長 真砂 靖

東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の
取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）

厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 調査要領第二（2）について、1箇所の申請額を「200万円未満」から「7億円以下」に引き上げる。
2. 調査要領第九（2）について、1箇所の調査額を「1億円以上」から「12億円以上」に引き上げる。
3. 東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた下記の施設について、今回に限り調査要領を適用する。

所管名	施設名等	適用除外限度額
厚生労働省	保健衛生施設等 理容師養成施設	800千円
	美容師養成施設	800千円

事務連絡
平成23年5月13日

青森県、岩手県、宮城県、
福島県、茨城県、栃木県、
千葉県、新潟県、長野県 } 災害医療担当者 殿

厚生労働省医政局指導課
災害医療対策専門官

医療施設等災害復旧事業を実施するにあたっての留意事項について

標記事業については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところであるが、今般の東日本大震災により被災した医療施設等の災害復旧事業を実施するにあたっては、別紙事項に留意いただくようお願いする。

なお、改正後の「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」については別途通知する予定であることを申し添える。

(連絡先)

厚生労働省医政局指導課

災害医療対策専門官 岩城 iwaki-masaya@mhlw.go.jp

救急医療係 和田

へき地医療係 平野 hirano-takavuki@mhlw.go.jp

TEL 03-5253-1111 (代表)、03-3595-2194 (直通)

(別 紙)

1. 交付申請書提出までの流れ

- (1) 別添様式1「医療施設等災害復旧費協議書」を作成し、電子メールにて指導課（岩城、和田、平野宛）に6月30日までに提出。
※ただし、上記期日での提出が困難な場合は、指導課担当者宛にその旨連絡のうえ、提出日の調整を行うこと。
- (2) 実地調査（※）を行い交付申請額を決定。（実地調査前までに、別添様式2「医療施設等災害復旧費実地調査票（総括票、個票）」を作成。）
※別添「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」等参照。
- (3) 交付申請書の提出。

2. 実地調査事前準備事項について

- (1) 災害原因・程度等の証拠書類
地方気象台、県・市防災担当課等が作成した資料を準備すること。
- (2) 図面
被災箇所が特定できるようにすること。
- (3) 積算根拠資料
県・市町村の単価表又は物価版（専門誌）等の建築単価が分かるものを用意するとともに、民間見積もりの場合は、可能な限り複数社の見積もりを用意すること。

3. 実地調査について

工事内容、積算根拠についての専門的説明を行える者（県・市町村の建築担当者等）が同行すること。

4. 早期着工について

国の現地調査後の着工が原則とされているが、やむを得ず国の調査を待たず、復旧事業に着手する場合については以下の事項に留意すること。

- (1) 被災写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影すること。
- (2) 写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を明確に判断できること。
- (3) 入院患者等の安全確保のため、必要に応じて応急措置をする場合において、後に行う復旧工事の一部又は全部となりうるものについては国庫

補助対象となり得るが、応急仮設工事（復旧工事施工までの暫定措置であり、復旧工事完成後は不要となるもの）は対象とならないので留意すること。

5. その他事項

- (1) 医療施設の他、医療関係者養成所施設等においても本事務連絡に基づき協議すること。
- (2) 補助対象となる施設整備（施設と一体的な設備を含む。）は、災害復旧費協議額1件につき80万円以上であること。
- (3) 入札等が行われることによって、協議額を訂正する場合は、事前に医政局指導課に連絡を入れること。
- (4) 「医療施設等災害復旧費協議書」の提出により、直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担（補助）することを承認したものではないので注意すること。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

別表 地域別1 平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
		木造	187,700	178,800	169,800	160,800
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
	医師住宅	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,000
		ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
		木造	168,000	159,900	151,900	143,900
	宿泊	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600

	施 設	ブ ロ ッ ク	163,800	156,000	148,100	140,400
	木 造	187,400	178,500	169,500	160,600	
死 亡 時 画 像 診 斷 シス テ ム 施 設 整 備	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山县、島根県、岡山县、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

医療提供体制施設整備交付金交付要綱（抄）

別表3 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	鉄筋コンクリート	132,300	126,000	119,700	113,400	
		115,300	109,800	104,300	98,800	
	木造	132,300	126,000	119,700	113,400	
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
(4) 救命救急センター施設整備事業						
(5) 小児救急医療拠点病院施設整備事業						
(7) 小児集中治療室施設整備事業						
(32) 医療機器管理室施設整備事業						
(34) 内視鏡訓練施設施設整備事業						
(8) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
(10) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(11) 共同利用施設施設整備事業	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
(13) 不足病床地区病院施設整備事業		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
(17) がん診療施設						

施設整備事業						
(18) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業						
(24) 特定地域病院施設整備事業						
(9) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(12) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
		診療所(一般地区)	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900
(16) 院内助産所・助産師外来施設整備事業		鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900
(23) 病児・病後児保育施設施設整備事業		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700
(28) 看護師勤務環境改善施設整備事業		木造	168,000	159,900	151,900	143,900
(19) 腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	398,500	398,500	398,500	398,500
(21) 肝移植施設施設整備事業						
(22) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800
		治験管理部門	154,700	147,400	140,100	132,600

		ブロック	135,400	129,000	122,600	116,100
(29)看護師宿舎施設整備事業		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600
		ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600
(30)病院内保育所施設整備事業		鉄筋コンクリート	155,800	148,300	140,900	133,500
		ブロック	136,400	129,900	123,400	116,900
		木造	155,800	148,300	140,900	133,500
(35)看護師等養成所施設整備事業		鉄筋コンクリート	136,100	129,600	123,100	116,700
(36)看護師養成所修業年限延長施設整備事業		ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
(37)看護教員養成講習会施設整備事業		木造	136,100	129,600	123,100	116,700
(38)歯科衛生士養成所施設整備事業						

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、既築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (11)医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する「奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域)」、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区分	地域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、

	大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山县、島根県、岡山县、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年3月25日（金）

平成23年度公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成22年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成23年度当初からの公共工事の工事費の積算に用いるための平成23年度公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設市場整備課

電話番号：03-5253-8111（内線24863, 24865）

1. 平成23年度公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成23年度公共工事設計労務単価」に示す。公共工事設計労務単価は、国土交通省総合政策局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

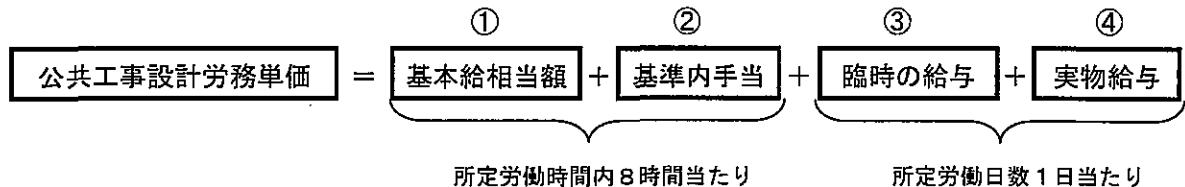
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

〔例えば、交通誘導員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。〕

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと
- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり、（2）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成22年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,723件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で121,975人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかつたため、参考公表とする。

⑤ その他

平成22年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地 方 連 絡 協 議 会 名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	1,029	12,820
東北	1,481	18,343
関東	1,957	22,203
北陸	993	10,548
中部	1,243	12,264
近畿	1,394	11,911
中国	1,054	9,182
四国	805	6,531
九州	1,508	15,036
沖縄	259	3,137
全国計	11,723	121,975

平成23年度公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	21,000	17,700	17,600	21,600	14,800	18,200	15,100	23,100	14,700	13,900
東北	02 青森県	20,100	16,500	17,700	20,700	19,400	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	03 岩手県	20,100	16,500	17,700	20,800	17,900	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	04 宮城県	20,100	16,500	17,700	20,800	17,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	05 秋田県	20,100	16,500	17,700	20,900	19,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	06 山形県	20,100	16,500	17,700	20,200	17,300	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
	07 福島県	20,100	16,500	17,700	20,200	16,200	18,600	15,200	26,800	16,500	16,800
関東	08 茨城県	20,500	19,700	20,500	21,800	17,900	23,000	17,800	25,200	16,200	16,600
	09 栃木県	20,500	19,700	20,500	21,800	17,800	23,000	17,800	25,100	16,200	16,600
	10 群馬県	20,500	19,700	20,500	21,400	17,900	23,000	17,800	25,100	16,000	16,500
	11 埼玉県	20,500	19,700	20,500	22,300	17,600	23,000	17,800	26,300	18,500	18,500
	12 千葉県	20,500	19,700	20,500	22,300	18,000	23,000	17,800	26,300	18,500	18,500
	13 東京都	20,500	19,700	20,500	22,700	18,900	23,000	17,800	26,300	18,500	18,400
	14 神奈川県	20,500	19,700	20,500	21,500	19,300	23,000	17,800	26,300	18,000	17,800
	19 山梨県	20,500	19,700	20,500	21,500	18,800	23,000	17,800	26,200	18,000	17,700
	20 長野県	20,500	19,700	20,500	20,700	18,000	23,000	17,800	25,900	17,100	17,200
北陸	15 新潟県	21,700	17,400	20,900	20,100	16,500	19,700	16,400	24,900	15,900	16,200
	16 富山県	21,700	17,400	20,900	20,100	17,300	19,700	16,400	25,600	16,000	16,200
	17 石川県	21,700	17,400	20,900	20,400	18,600	19,700	16,400	24,500	16,400	16,200
中部	21 岐阜県	21,400	19,300	20,900	21,200	18,700	21,600	16,800	24,200	16,100	15,600
	22 静岡県	21,400	19,300	20,900	21,600	19,100	21,600	16,800	26,900	16,800	17,100
	23 愛知県	21,400	19,300	20,900	21,400	18,700	21,600	16,800	25,800	16,200	16,000
	24 三重県	21,400	19,300	20,900	21,600	18,100	21,600	16,800	26,300	16,000	15,900
近畿	18 福井県	20,900	20,400	21,400	22,200	17,900	20,200	16,500	23,900	17,300	17,200
	25 滋賀県	20,900	20,400	21,400	22,100	18,200	20,200	16,500	22,800	16,800	16,700
	26 京都府	20,900	20,400	21,400	22,300	18,000	20,200	16,500	22,700	16,800	16,600
	27 大阪府	20,900	20,400	21,400	22,300	19,300	20,200	16,500	23,300	17,300	17,300
	28 兵庫県	20,900	20,400	21,400	22,300	17,700	20,200	16,500	25,000	18,000	17,600
	29 奈良県	20,900	20,400	21,400	22,400	18,100	20,200	16,500	23,000	16,900	16,600
	30 和歌山県	20,900	20,400	21,400	22,400	18,100	20,200	16,500	23,000	16,800	16,600
中国	31 鳥取県	21,500	18,400	17,300	20,900	16,600	20,500	15,700	26,000	19,300	18,800
	32 島根県	21,500	18,400	17,300	20,800	15,900	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
	33 岡山県	21,500	18,400	17,300	20,800	17,200	20,500	15,700	25,900	19,300	18,800
	34 広島県	21,500	18,400	17,300	20,900	16,700	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
	35 山口県	21,500	18,400	17,300	20,700	17,100	20,500	15,700	26,200	20,600	19,100
四国	36 徳島県	20,900	18,100	18,700	20,000	16,300	21,800	16,900	26,200	-	15,800
	37 香川県	20,900	18,100	18,700	20,100	16,000	21,800	16,900	26,300	-	15,800
	38 愛媛県	20,900	18,100	18,700	19,700	16,900	21,800	16,900	26,300	-	15,800
	39 高知県	20,900	18,100	18,700	20,000	16,100	21,800	16,900	26,300	-	15,800
九州	40 福岡県	21,100	17,200	17,100	21,100	16,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	41 佐賀県	21,100	17,200	17,100	21,300	15,900	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	42 長崎県	21,100	17,200	17,100	21,300	15,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	43 熊本県	21,100	17,200	17,100	20,400	16,200	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	44 大分県	21,100	17,200	17,100	20,600	17,000	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	45 宮崎県	21,100	17,200	17,100	21,100	17,400	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
	46 鹿児島県	21,100	17,200	17,100	21,300	18,800	20,100	15,900	24,400	15,300	15,400
沖縄	47 沖縄県	21,200	20,500	15,900	25,100	18,800	18,100	15,300	28,400	17,100	19,500

平成23年度公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	-	16,300	12,800	13,400	14,000	14,500	13,400	14,400	13,100	14,900
東 北	02 青森県	-	18,000	16,700	14,500	14,700	13,600	13,000	12,500	13,100	-
	03 岩手県	-	17,900	16,100	14,400	15,000	13,600	13,000	12,400	13,100	-
	04 宮城県	-	18,000	16,700	14,500	15,200	13,900	13,000	12,600	13,100	-
	05 秋田県	-	17,800	14,400	15,700	14,500	13,500	13,000	12,400	13,100	-
	06 山形県	-	15,800	14,500	13,600	14,000	14,100	12,800	13,400	13,600	-
	07 福島県	16,700	20,700	13,600	15,000	14,200	14,700	12,900	13,800	13,800	14,500
関 東	08 茨城県	19,800	30,100	15,800	16,800	16,900	16,800	15,800	17,200	16,500	17,600
	09 栃木県	19,800	30,200	15,900	17,100	16,900	16,200	16,100	17,100	16,500	17,600
	10 群馬県	19,700	27,900	16,100	16,700	15,400	15,500	15,500	16,200	16,300	17,600
	11 埼玉県	19,800	30,600	17,100	17,600	16,900	17,200	15,800	17,400	17,100	17,800
	12 千葉県	19,800	30,200	16,600	18,700	17,300	17,800	15,800	17,500	17,400	17,800
	13 東京都	20,500	29,900	16,600	18,600	17,700	18,000	16,500	18,100	17,400	17,800
	14 神奈川県	20,400	29,100	17,300	17,600	17,500	17,400	16,100	17,400	17,300	17,800
	19 山梨県	20,400	28,900	17,400	17,500	16,900	17,500	16,400	17,400	17,300	17,800
	20 長野県	20,200	25,500	15,000	16,500	15,100	16,000	15,700	16,300	16,700	17,400
北 陸	15 新潟県	19,200	18,000	14,300	14,600	14,300	14,500	13,500	14,000	14,500	17,600
	16 富山県	19,100	22,000	16,000	14,900	14,800	15,100	14,400	14,500	15,100	16,800
	17 石川県	19,700	22,300	15,600	14,900	14,500	15,100	14,400	15,100	15,200	-
中 部	21 岐阜県	21,600	24,900	17,100	16,100	15,200	16,400	15,400	15,900	15,500	16,000
	22 静岡県	20,900	27,100	16,400	18,100	16,400	16,200	16,500	17,500	15,900	16,300
	23 愛知県	23,000	24,700	17,300	17,400	15,700	16,600	16,100	17,100	15,800	-
	24 三重県	20,200	25,300	16,400	16,700	15,700	17,500	16,300	16,700	15,700	-
近畿	18 福井県	17,400	25,000	16,100	15,300	14,900	16,700	16,500	16,500	16,000	16,000
	25 滋賀県	17,400	24,600	16,100	16,300	15,300	16,900	16,800	16,600	16,000	15,400
	26 京都府	17,700	24,600	16,600	16,200	15,300	17,300	16,800	16,900	15,900	15,400
	27 大阪府	17,700	25,000	17,400	16,000	15,200	17,400	17,200	17,300	16,300	15,700
	28 兵庫県	17,700	24,700	15,900	15,900	15,400	16,200	16,800	16,700	15,900	15,400
	29 奈良県	17,700	24,600	17,300	16,200	15,500	17,400	16,800	17,200	15,900	15,400
	30 和歌山県	17,700	25,800	17,400	16,300	15,600	17,100	16,900	17,200	15,900	15,400
中 国	31 鳥取県	17,100	21,200	14,000	14,900	14,200	14,300	15,600	16,200	15,300	13,300
	32 島根県	-	19,400	14,000	15,100	13,800	14,600	14,300	15,300	14,900	13,500
	33 岡山県	17,100	20,100	14,600	14,900	14,500	14,900	15,600	16,400	15,200	13,300
	34 広島県	-	19,400	14,600	15,100	14,200	14,900	14,300	15,700	14,800	13,500
	35 山口県	-	19,400	14,000	15,100	14,000	14,900	14,300	15,500	14,800	13,500
四 国	36 徳島県	16,900	22,600	13,900	15,100	14,600	14,200	14,200	14,800	13,600	-
	37 香川県	16,800	22,500	13,900	15,100	14,600	14,200	14,300	14,800	13,600	-
	38 愛媛県	16,700	22,500	14,500	15,100	14,600	14,200	14,400	14,800	13,400	-
	39 高知県	16,600	22,500	13,800	15,100	14,600	14,200	14,200	14,700	13,600	-
九 州	40 福岡県	15,300	16,300	14,200	15,100	14,400	13,300	13,000	13,900	12,900	16,100
	41 佐賀県	15,300	16,100	15,300	15,000	14,400	13,200	13,000	14,000	12,900	16,100
	42 長崎県	15,300	16,300	14,000	14,700	14,400	13,200	12,900	13,900	12,900	16,100
	43 熊本県	15,300	16,300	14,000	14,700	14,000	13,300	12,900	14,000	12,900	16,100
	44 大分県	15,300	16,300	13,500	14,900	14,200	13,400	12,900	13,900	12,900	16,100
	45 宮崎県	15,300	16,300	14,400	14,600	14,100	13,200	12,900	13,900	12,900	16,100
	46 鹿児島県	15,300	16,300	15,900	14,800	14,400	13,200	13,000	13,900	12,900	16,100
沖 縄	47 沖縄県	-	-	16,000	15,700	14,800	13,000	14,500	17,100	-	-

平成23年度公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッショ	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築 ブロック工	設備機械 工	交通誘導 員A	交通誘導 員B
北海道	01 北海道	13,000	12,900	12,500	12,900	14,500	15,400	-	15,100	8,000	7,200
東 北	02 青森県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,900	7,100	6,300
	03 岩手県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,800	7,100	6,700
	04 宮城県	14,300	12,900	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	14,200	7,900	7,200
	05 秋田県	14,300	13,000	12,300	11,600	12,900	14,000	12,900	13,800	7,100	6,400
	06 山形県	14,200	13,800	12,300	11,500	14,300	14,000	12,800	14,200	7,600	7,100
	07 福島県	14,700	14,000	12,300	11,500	14,200	14,000	12,200	14,800	8,400	7,700
関 東	08 茨城県	16,600	16,900	16,300	-	15,900	16,800	16,600	17,700	9,400	9,200
	09 栃木県	16,500	16,900	16,300	-	15,900	16,800	16,600	17,100	8,900	8,100
	10 群馬県	16,300	16,700	16,300	14,700	16,000	16,800	16,500	17,200	8,600	8,100
	11 埼玉県	16,800	17,100	16,300	-	15,700	16,800	16,600	17,500	9,100	8,400
	12 千葉県	16,500	17,100	16,300	-	16,000	16,800	16,600	17,700	9,200	8,600
	13 東京都	16,600	17,100	16,300	-	16,000	16,800	16,600	17,700	9,700	8,900
	14 神奈川県	16,100	17,100	16,300	15,800	15,600	16,800	16,800	17,900	9,700	8,800
	19 山梨県	16,200	17,300	16,300	15,800	15,500	16,800	16,800	17,700	9,400	8,100
	20 長野県	15,800	16,500	16,300	14,800	16,200	16,800	17,400	17,200	8,600	7,300
北 陸	15 新潟県	14,700	15,200	14,200	11,700	15,400	15,900	12,800	15,800	8,500	7,900
	16 富山県	14,400	15,000	14,200	11,900	15,900	15,900	-	16,100	9,000	8,300
	17 石川県	14,400	14,400	14,200	11,800	16,100	15,900	-	16,400	9,100	7,900
中 部	21 岐阜県	16,000	16,300	15,900	13,100	15,600	16,000	19,000	17,700	9,000	8,300
	22 静岡県	16,100	17,200	15,900	-	15,600	16,000	19,100	18,200	9,000	8,100
	23 愛知県	16,300	16,900	15,900	-	15,600	16,000	19,100	18,400	9,000	8,300
	24 三重県	15,900	16,800	15,900	14,800	15,300	16,000	18,700	17,700	8,600	7,700
近 峴	18 福井県	14,900	15,700	16,400	13,000	15,300	17,200	-	18,000	9,000	8,400
	25 滋賀県	15,800	16,100	16,400	15,200	14,800	17,200	-	17,800	8,700	7,600
	26 京都府	16,100	16,200	16,400	15,200	14,900	17,200	-	18,000	8,300	7,600
	27 大阪府	15,300	16,100	16,400	14,700	15,100	17,200	-	17,900	8,400	7,400
	28 兵庫県	15,200	15,800	16,400	14,200	15,000	17,200	-	18,000	8,300	7,500
	29 奈良県	16,100	16,200	16,400	15,200	14,900	17,200	-	17,900	8,400	7,600
	30 和歌山県	16,100	16,200	16,400	15,200	15,000	17,200	-	17,700	8,500	7,400
中 国	31 島根県	14,300	15,500	14,100	12,600	14,900	15,400	12,400	16,300	8,400	7,300
	32 岡山県	14,600	15,000	14,100	12,500	14,600	15,400	12,300	15,900	8,300	7,700
	33 広島県	14,300	15,800	14,100	12,600	14,900	15,400	12,400	16,300	9,100	8,000
	34 山口県	14,600	15,100	14,100	12,500	14,600	15,400	12,200	15,900	9,400	8,200
四 国	36 徳島県	-	15,100	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,300	8,100	7,500
	37 香川県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	13,800	8,300	7,500
	38 愛媛県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,000	7,900	7,200
	39 高知県	-	15,300	13,300	13,200	13,200	15,800	-	14,200	7,600	7,000
九 州	40 福岡県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,900	13,200	-	15,000	7,900	7,100
	41 佐賀県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,700	13,200	-	15,000	7,800	7,200
	42 長崎県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,800	7,100
	43 熊本県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,600	7,200
	44 大分県	15,900	14,300	14,200	12,400	12,800	13,200	-	14,900	7,700	7,000
	45 宮崎県	15,900	14,200	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	7,600	6,500
	46 鹿児島県	15,900	14,100	14,200	12,400	12,700	13,200	-	14,900	8,500	7,700
沖 縄	47 沖縄県	13,600	14,400	14,400	-	12,700	14,000	-	14,100	7,400	6,600

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定義・作業内容
01 特 殊 作 業 員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のワインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普 通 作 業 員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽 作 業 員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04 造園工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 园路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法面工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るもの除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職種	定義・作業内容
11 鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗工作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗工作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗工作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、钢管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン・吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしままたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行なう散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職種	定義・作業内容
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものと除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 渔港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職種	定義・作業内容
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの 〔潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む〕 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕抜え等
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 床または壁の穴あけ

職種	定義・作業内容
38 防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参考職種	定義・作業内容
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

(1) 参考公表職種

今回の調査（平成22年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種と当該職種の参考値（全国単純平均値）は次の表のとおりである。

職種	参考値（円）
屋根ふき工	15,219

(2) 資格保有者の賃金水準の参考公表

職種	公共工事設 計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	14,796	+9% ~ +13% (1級造園技能士)	—
とび工	15,347	+4% ~ +6% (1級とび技能士)	+7% ~ +13% (登録者・土工基幹技能者)
電工	15,628	—	+15% ~ +20% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	15,226	+3% ~ +4% (1級鉄筋施工技能士)	—
塗装工	15,009	+4% ~ +7% (1級塗装技能士)	+5% ~ +11% (登録建設塗装基幹技能者)
高級船員	20,685	—	+8% ~ +13% (登録海上起重基幹技能者)
普通船員	16,406	—	+14% ~ +19% (登録海上起重基幹技能者)
型わく工	15,470	+3% ~ +5% (1級型枠施工技能士)	+4% ~ +9% (登録型枠基幹技能者)
内装工	15,334	+3% ~ +8% (1級内装仕上げ施工技能士)	—
ガラス工	14,713	+6% ~ +11% (1級ガラス施工技能士)	—
保温工	15,517	+3% ~ +8% (1級熱绝縁施工技能士)	—

※ 平成 22 年度公共非業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。
「—」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

(3) 社会保険加入状況等の参考公表

① 元請、下請次数別加入率

	土木工事	建築工事
元請	87%	93%
1次下請	72%	66%
2次下請	53%	46%
3次下請以下	49%	52%
平均	71%	64%

② 都道府県別加入率

都道府県	加入率	都道府県	加入率	都道府県	加入率
全国平均	70%	長野県	81%	島根県	92%
北海道	72%	新潟県	82%	岡山県	85%
青森県	55%	富山県	79%	広島県	86%
岩手県	75%	石川県	88%	山口県	85%
宮城県	64%	岐阜県	86%	徳島県	81%
秋田県	77%	静岡県	66%	香川県	90%
山形県	81%	愛知県	63%	愛媛県	82%
福島県	78%	三重県	77%	高知県	83%
茨城県	60%	福井県	87%	福岡県	75%
栃木県	55%	滋賀県	77%	佐賀県	83%
群馬県	67%	京都府	71%	長崎県	74%
埼玉県	40%	大阪府	48%	熊本県	74%
千葉県	50%	兵庫県	63%	大分県	84%
東京都	32%	奈良県	60%	宮崎県	80%
神奈川県	43%	和歌山県	67%	鹿児島県	62%
山梨県	60%	鳥取県	90%	沖縄県	42%

※ 平成 22 年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が 10 人以上の事業所、65 歳未満、月 18 日以上労働する労働者（交通誘導員 A、B を除く）の有効標本（77,891 標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特例保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が 3 保険とも確認できた標本の率を示す。

法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。

③ 法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）

- 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり 賃金	標準報酬月額	種類	労働保険	社会保険		法定福利費の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金+法定 福利費の事業主負担 額(日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (児童手当拠出金を含む)			
7,500	170,000		1.150%	5.495%	8.159%	25,110	8,641	115.2%
10,000	220,000		2.530	12.089	17.950	32,569	11,480	114.8%
12,500	280,000		3.163	15.386	22.845	41,394	14,382	115.1%
15,000	340,000		3.795	18.683	27.741	50,219	17,283	115.2%
17,500	380,000		4.428	20.881	31.004	56,313	20,060	114.6%
20,000	440,000		5.060	24.178	35.900	65,138	22,961	114.8%
22,500	500,000		5.693	27.475	40.795	73,963	25,862	114.9%
25,000	560,000		6.325	30.772	45.690	82,787	28,763	115.1%
27,500	620,000		6.958	34.069	50.586	91,613	31,664	115.1%
30,000	650,000		7.590	35.718	50.586	93,894	34,268	114.2%

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。

（例：日当たり賃金 15,000 円 × 22 日 = 月当たり賃金 330,000 円）

健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 620,000 円。

（例：日当たり賃金 15,000 円 × 22 日 = 月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円）

「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。

「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）。

「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。

小数点以下は四捨五入して算定。

平成 23 年 4 月時点の負担率

平成 23 年 8 月 9 日

医療施設等災害復旧費補助金 Q & A

問	答
1 既に着工してしまっている場合についても補助対象となるのか。	対象となる。(留意事項については平成 23 年 5 月 13 日付け事務連絡を参照されたい。)
2 医療提供体制施設整備交付金との併用は認められるのか。 また、地域医療再生基金との併用はどうか。	同一建物に交付金と災害復旧費を両方充当することは認められない(災害復旧に該当しなくなる)。 地域医療再生基金についても同様である。(裏負担とすることも不可)
3 移転する場合は対象にならないのか。	被災前の土地での原形復旧が困難・不可能・不適当である場合には、被災前と同程度・同規模の施設を建てることを前提に必要最小限度の位置の変更を認めている。
4 地方財務局による査定立合(現地調査)については、どのように行われるのか。	「東日本大震災に係る医療施設等災害復旧費補助金の査定作業実地要領について」を参考されたい。
5 査定立合に要する県職員の旅費等は補助対象となるのか。	補助対象とはならない。
6 交付額の算定方法で「その他の収入額」を控除することになっているが、地方自治体からの見舞金や保険会社からの地震保険金は「その他の収入額」になるか。	当該施設の災害復旧費に充当するものとしての収入であれば「その他の収入額」となる。
7 病院群輪番制病院や在宅当番医制診療所について、補助対象となる基準日は何か。	当該施設が病院群輪番制等に参画しているかどうかで判断される。本補助金は医療提供を行う上で支障がないように支援を行うことが目的である。 以下に例を挙げるので参考にされたい。 (1) 3 月 11 日時点で病院群輪番制等に参加していたが、4 月 1 日以降は参加していない病院等は補助対象外。ただし、震

		災の影響により参加を取りやめた病院で、復旧により改めて参加する場合はこの限りではない。 (2) 4 月 1 日から病院群輪番制等に参加している病院等は補助対象。 (3) 今年度中に病院輪番制等に参加する「予定」の病院等は補助対象外。 (4) 今年度中に病院群輪番制等への参加をやめる予定の病院等は、今年度末まで実施する場合は対象となる。
8	災害復旧事業が年度内に着工するが、年度内に完了しない場合、補助対象となるか。また、着工が来年度になる場合はどうか。	今年度中に着工する案件であれば補助対象となる。
9	地方独立行政法人の設置した病院等は対象となるか。	対象として差し支えない。
10	設計監理料は対象経費となるか。	建物補修、工作物補修の 15% を「諸経費」と認めている。
11	在宅当番医制には参加していないが、自主的に 24 時間応需体制を取っている診療所について、在宅当番医と同様又は類似のものと解して補助金の対象とすることは可能か。	補助対象とはならない。
12	解体撤去に要する経費は対象となるか。	解体撤去費については、復旧事業を行うために必要なものに限り補助対象とするものとする。(更地にするためだけであれば不可)